

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員個人情報の保護
に関する法律施行条例施行規程

平成19年2月28日 監査委員告示第2号

最終改正 令和5年3月24日 監査委員告示第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員が管理する行政文書に係る長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第2号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年広域連合規則第3号）その他広域連合長が定める規程の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日監査委員告示第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。